

国名
モンゴル
在外公館名
在モンゴル日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月16日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<ul style="list-style-type: none"> ・モンゴルでは、医療目的であっても麻薬および向精神薬の個人的な持ち込みは税関法で禁止されている。そのほか、点滴液や、抗生物質の注射剤などの持ち込みも禁止されている。 ・上記で輸入が禁じられているもの以外の個人使用目的の医薬品は、モンゴルへの入国時に医師の診断書（英語又はモンゴル語）を提示することにより持ち込むことができる。 ・モンゴルから出国する際に医薬品を持ち出す場合にも、同様の手続きが必要となる。
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
参考情報
<ul style="list-style-type: none"> ・モンゴルの法令の掲載ウェブサイト https://www.legalinfo.mn/